

厚生労働省
東京労働局発表
令和6年9月20日

担 当	東京労働局職業安定部職業対策課
	課長 前田 信次
	助成金事務センター室長 三田 陽子
	助成金事務センター室長補佐 荻生田 義昭
電話 03-5909-3122	

雇用調整助成金を不正に受給した事業主の公表について

東京労働局（局長 富田 望）は、今般、下記事業所について、当該助成金を不正に受給したことを確認しましたので、公表します。

事業主	名称	株式会社松本技建
	代表者氏名	松本 貴也
事業所	名称	株式会社松本技建
	所在地	東京都江東区枝川1-14-20 イニシア豊洲1202
	事業の概要	建設業
不正受給の概要	助成金名	雇用調整助成金
	金額 (返還状況)	11,783,886円(未返還)
	支給決定等 取消年月日	令和6年9月11日
	内容	労働者を雇用していないにもかかわらず雇用したとする、及び休業していないにもかかわらず休業したとする虚偽の申請書類を作成し、本来受給できない当該助成金を不正に受給したものの。